

令和 6 年（2024 年）4 月 3 日

各
〔 居 宅 介 護 事 業 所
移 動 支 援 事 業 所
特 定 相 談 支 援 事 業 所 〕 管 理 者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

居宅介護の通院等介助等に係る支援の対象範囲について

日頃から本市の障がい福祉行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

居宅介護の通院等介助又は通院等乗降介助に係る利用について、従来は、居宅が始点又は終点となる場合に限られておりましたが、本年 4 月の報酬改定により、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地へ移動する場合についても、同一の事業所が行うことを条件に支援が可能となりました。

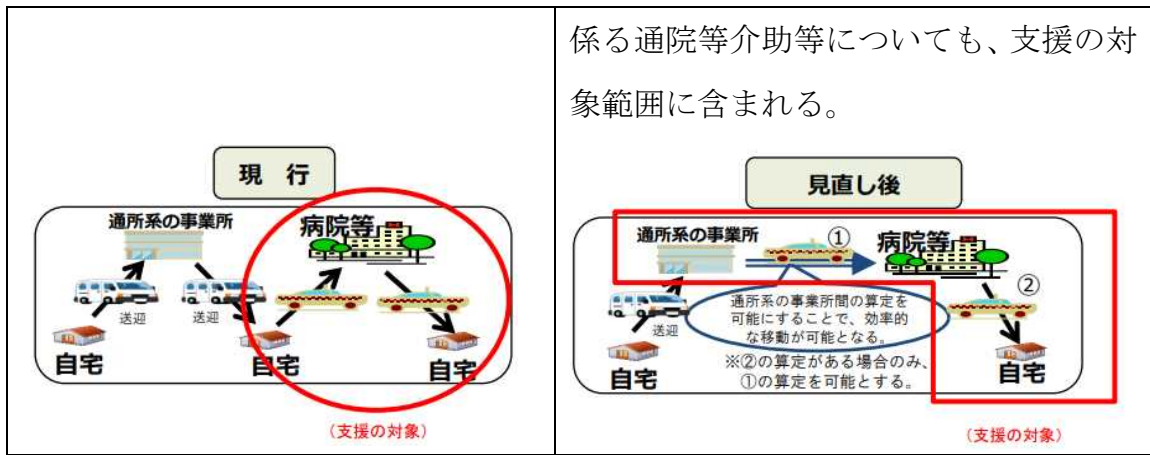
つきましては、下記のとおり通知いたしますので、貴事業所におかれましては、関係職員及び利用者への周知をお願いいたします。

記

1 改正内容

(1) 概要

変更前	変更後
支援の対象範囲については、病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害福祉サービスを受けるための相談に係る移動介助を行った場合に限られる。	支援の対象範囲については、病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害福祉サービスを受けるための相談に係る移動介助を行った場合に限られる。 なお、目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合、かつ、同一の事業所が行う場合には、指定障害福祉サービス等の通所系の事業所（短期入所を含む）から目的地（病院等）への移動等に



係る通院等介助等についても、支援の対象範囲に含まれる。

(2) 適用年月日

令和6年4月1日

(3) 移動支援ガイドラインの一部改訂について

上記の改訂に伴い、移動支援の取扱いについても変更を行う。詳細は移動支援ガイドライン（別添1）及び新旧対照表（別添2）のとおり。

2 留意事項

(1) 移動支援との適用関係について

原則として通院等介助等を優先して提供すること。

(2) 通院等介助等に係る支援の提供について

貴事業所において、実際に支援の提供を行う場合は、報酬告示及び留意事項通知を御確認の上、適切な支援に努めていただくようお願いいたします。

3 備考

本通知の適用に伴い、以下の通知を廃止する。

「通院介助の対象範囲の拡大について（通知）」（平成20年4月1日付け札幌第20号通知。別添3のとおり。）

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市障がい福祉課給付管理係
TEL：011-211-2938 Fax：011-218-5181
E-mail：sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp